

# 子を中心とした面会交流の実施と必要性

東北心理研究株式会社  
仙台家庭問題相談センター  
仙台心理カウンセリングセンター



代表取締役 阿部由明

## 第1 面会交流の意義

### 1 子どもが親を知ることが子どもが自分を知ることであり、子の福祉

子が親を知ることが自己存在を知る礎であり、孤独回避の基本的思考に繋がる。世に血のつながりを持つ者がおり、実親という自己を生み出した存在は命を与えた偉大なる存在であり孤独や空虚感の回避に繋がる。

### 2 子はモデルたる親の実像に出逢いながら自我を形成する。

子にとって親は理想像である。父は男性の象徴、母は女性の象徴、夫婦の関係性は男女の象徴である。親と触れ合うことで自己を理想像に近づけると共に自我形成を行う。

### 3 父母は代替えし切れない固有の役割をもっている。

人間を含め動物は、生後間もない頃から自己を守り養育する者に対し受容感情が芽生える。その中でも、親というものに対し特別の感覚的感情を抱く、それは年齢と共に信頼、信用、尊敬の念が生まれ、基本的姿勢には自己防衛機制が低く構えられる。

このため、子は親に対し特別の感情を抱くと共に反抗心は一時的なものであり絶対的愛情が勝るため学びに変換することが可能である。つまり、父に対してお父さんという特別の感情を認知した場合、その他の男性には同様の感情を持つことはなくなり、継父である場合は、育ての父、もう一人の父という感情に置き換えられる。尚、継父においては、男性の中でも特別な立ち位置であり血縁のないことを理解した上の父なる存在との認識となる。

### 4 親としての子を重視した協力的な姿勢が子の成長に繋がる

離婚後の両親の関係を子の立場から考えた場合、両親が不調和な場合では、子は両親に対し本音を語らず、相手方のこと守秘しようと考える傾向があります。子からすれば両親は代替の利かない大切な存在であり、愛する存在であるため、自分は好きだが親が嫌い合っていることから相手方の話題を出したり肯定したり共感することに不安を感じます。

また、面会交流を楽しむことで同居親から嫌われるのではないかという不安を抱くケースもあります。子にとって面会交流は実の両親が揃い安心と幸福感を感じる時間であり、最も安全で自己存在意義及び重要性と家族観を認知する時間なのです。

## 第2 面会交流の必要性

### 1 自我形成に大きな影響を及ぼす

人間の基本的性格形成は、3歳から12歳までの親の教育、養育、家族のコミュニケーション、親の性格、両親や家族間の関係性や口論、同居人の影響といった刺激と環境で構築される。その後、約23歳で性格は固定化し完成する。尚、人の性格は、刺激（対象）、情動（動因）、反応（行動）で形成される。

このようなことから、親を知り、交流することで、自我の成長に繋がり、子が愛情に満ちた安定的な性格形成につながるのである。

### 2 幼児期における愛情の重要性

人は幼児期に正しい愛情を受けないと将来に渡り様々な問題が生じる。この愛情の飢餓感は、依存や欲求、執着心などに変容し問題を引き起こすことが多い。

例えば、基本的自己信頼が低く常に自信がない、他人に対して基本的不信感があり疑ってしまう、裏面し本音が言えない、どうせ分かってくれないだろうと否定的または悲観的な予測を立てるなどである。この愛情の飢餓感と幼児期のトラウマ体験は米国ではACE（幼児期体験がもたらす病）として周知されている。また、アダルトチルドレン、うつ病、統合失調症、双極性障害などの患者の多くがこのような幼少期を過ごしている者が大半である。

わが国での離婚を伴う調停や裁判時、親権において、母性優先の原則を用いているのだが、専門家と称する調停委員や調査官も母性優先の本質を知らない者も多い、子を産んだから、または、母乳等の養育用件から母性優先が行われているものではないのだ。

### 3 思考と選択の多様性を学ぶ

絶対的信頼がある親という立場であることを前提に、両親の性格の違いや思考の違いを知り、更には、両者の思考から物事を考察し解決しようとする力が養われる。両親の異なる意見を聞くことや、両親の同意見を受け止めるという経験は子にとって重要な体験といえる。

## 第3 面会交流の頻度と注意点

これまで試行的面会交流援助も含め約2500件の面会交流援助、離婚夫婦の児童面談約8000人、親が離婚した方の心理カウンセリング約10000件を行ってきました。

様々な面会交流援助のシンポジウムや大学教授や弁護士主催の勉強会への参加、議員からの面会交流援助の実態の説明と助言、法務省へのアドバイスなども行ってきた上で以下の頻度が望ましいと考える。

0～12歳までは月に2回6時間程度、13歳～15歳は月に1回、16歳以上は児童の都合を考慮し検討。

このような頻度で行う理由は、子の年齢＝子の自我の成長と愛着記憶が主軸に主張するものである。

また、離婚後の再婚を想定し、子の情動の変化や未熟で理解が困難な実情に適応するためには必要な距離感も考慮し、上述頻度が望ましいと考える。このようなことから離婚後は、子との一定の距離を取ることも必要になり、それは子の負担の軽減及び回避だけではなく、両親の子を中心とした離別認識の上で一定の信頼継続にも必要なものである。

#### 第4 面会交流の権利

わが国の面接交渉権においては実両親に限るのが一般的だが、この法や性質は非常に古く浅い知識の継承であり愚行歴ともいえる。これは、面会交流の意義や必要性、子における自我の成長、すなわち子の福祉を正しく理解しない者が調停や裁判という紛争の場において終局を目的にし、更なる紛争を回避するため行われたものである。

子のとて両親以外に、血のつながる祖父母との面会は、自己を愛し取り巻く重要な存在であることを認識すると共に、上述、両親同様に、個々へ持つ特別の感情の構築に寄与するものであり、大切な固有への愛情と認識へとつながるものである。

このようなことから、祖父母及び叔父叔母、従弟等の面会は、重要であり、子の権利でもある。子の権利と有益性を理解できない年齢に代わり、同居親が阻害する行為は、こども基本法に反するものである。また、児童福祉法第3条児童の最善の利益の観点からも反するものである。

過去、祖父母等が子に害を加えた事実がある場合、またはPTSD等の症状がある場合はこの限りではない。

#### 第5 面会交流履行に必要な関係性

##### 1 面会交流が履行されない理由

裁判所にて調停や裁判を行うと面会交流が履行されなくなるという問題については以前から懸念され、当所においても様々な支援団体や法務省からの面会交流の問題点に関するヒアリング調査に協力をしてきた。これまで離婚相談を約4万件、夫婦相談を約3万件ほど受任してきたのだが、離婚後に面会交流が履行されない要因は以下にあると思われる。

- (1) 夫婦間で離婚に関し話し合いをせずに調停を申し立てた
- (2) SNSを含むインターネットや法律事務所で子の連れ去りを指南された
- (3) 親兄弟等が争うように指南した
- (4) 過去の喧嘩を和解せずに婚姻関係を継続させ続けた
- (5) 代理人が調停や裁判で否定的な準備書面を出している
- (6) 代理人が調停や裁判を推奨している

このようなことから当事者が冷静に話し合うことも出来ず、調停が条件提示だけの場になっており、その駆け引きが更なる関係性の崩壊を招いているのである。悪質なケースでは、相手方の主張を全て否定的に捉え、自己都合に合わなければ、そのような言動が恐怖であると曲解する場合がある。

##### 2 婚姻期間中の問題等に関し共通の認識を持つ

上述の通り、婚姻期間中の問題を解決、解消した後に冷静に離婚の選択が求められる。また、問題点の共通の認識を持つための工程を飛ばし離婚を含めた話し合いを行うケースの殆どが和解できず、更には取り決めにおいても合意しない。これは、親権含め妥協した結果であったり、相手に奪われた、または、奪われまいという思考と認識をもつためである。

この結果、裁判所での離婚は更なる問題を引き起こし面会交流の拒否や養育費未払い事件へと発展している。尚、このような問題の解決をさせず、当事者間での話を拒否し、更に争わせる弁護士も存在する。過去、面会交流援助を行ってきて、両者からのヒアリングで弁護士が争うように指南したことが明らかになったケースは数えきれないほど存在する。中には離婚せず修復できた者が離婚したケースもあった。

夫婦問題の多くは、些細なことの積み重ねで結末に至るのだが、口論になり至った結末だけを拾い上げ主張するのは愚行と言える。幼稚な言葉遊びで他者を非難し自己都合に合わせた解釈と要求を繰り広げることは無意味である。ここで重要なのは、結末の言動ではなく、その言動はどのようなことが原因で起きているかということである。夫婦問題の根本的な原因が性格、人格、疾患かを見極める必要がある。

性格及び人格の歪みに原因がある場合は、性格分析を行い、その上で夫婦間の問題を分析し問題と課題に切り分け解釈する必要がある。尚、夫婦間の過去の問題はTA（交流分析）のゲーム分析を行うことで両者が正しく問題の根本と解釈が可能となる。

精神疾患においては、重度分析を行い必要であれば薬物療法を経たのち行う必要がある。また、夫婦間で口論または暴力的行為があったケースでは、相手方に殺されるかと思ったと主訴するケースがあるが、実態を分析すると、殺されると思ったと言いうながらも、その後、変わらぬ日々を暮らし睡眠においても問題なく取れているという矛盾が存在することがある。（入眠障害、睡眠障害等ではなく、医療機関の受診歴もない）このようなケースでは、紛争想定が行われ被害を主張する目的であることが明白であるため、客観的思考、論理的思考力が失われ高葛藤状態であることが伺える。

このような高葛藤の根本的原因は性格にあり、この性格の修正を行わない限り、自己主体で物事を思考するため話し合いは非常に困難を極めるだけではなく、面会交流においても忙しい、用事があると主張し親の責務を放棄する傾向に繋がる。当然のことながら、親は子のことを第一と考え、私用を第一にせず子を第一優先にしなければならないのである。このような点においても親としての再教育が必須となる。

### 3 面会交流の円滑履行に必要な責務

面会交流が円滑に行われるためには、同居親が別居親に対し肯定的な発言を子に聞かせる（離婚はしても親は険悪ではないという安心感を与える）、面会交流実施日に向けての子への声掛けを行う、子の日々の出来事や養育状況について事前に別居親と共有する、同居親は、子と同居親それぞれの抱える親子間の課題や問題に傾聴する心構えを持つ、年齢と共に抱える課題を同居親だけに負担をかけず共に考え協力する。

### 4 注意すべき責務不履行

同居親は、居住先や連絡先が変更があった際は同居親に報告する。面会交流実施日

に不履行となる場合は、早い段階で通知する。同居親は、養育費を滞りなく支払いを行う。面会交流時に知り得た情報は基本的に同居親へ報告し共有する。互いの信頼関係継続を意識し責任を持ち行う必要がある。

## 第6 面会交流基本実施日以外の臨時履行等

### 1 授業参観や運動会等の学校行事への参加

通常面会交流以外に、授業参観や運動会等への参加については同居親が交際相手がない、または、継父、継母になることを告げていない場合においては参加することが望ましいが、告げている場合または親密性が高い場合は、継父、継母の参加が望ましい。これは、新たな家庭を主軸とした子の環境維持が重要であり、子を中心とした人物構成を重要視しているからである。行事に参加できない別居親の心情は理解できるが、離婚がもたらす回避不可能な現実として受け止める必要がある。

### 2 夏休み等の長期休校時の宿泊等

基本的に別居親と過ごすことは問題はないが、上述の通り、子を中心とした人物構成を考慮し決める必要がある。また、恒例にすることを希望するケースもあるが、不履行となった場合に同居親による影響ではないかと否定的予測を行う可能性もあるため推奨はしない。

### 3 通常履行日以外の交流形態

事前準備された通常面会交流が行われないことは多い、それは、子と両親の体調管理やスケジュールを調整するのは容易なことではないからである。特に子が中学生に至ると学業と部活や塾などでスケジュール確保が難しく、月1回の面会交流が限界に近い、このようなことから不履行となった場合、2時間程度の食事のみを2回行い、通常面会交流1回に相当とする。または、オンライン等に変更し消化することが望ましい。ここでの注意点は、翌週とスライドさせた場合に、不履行が重なると毎週面会交流を実施しなければならなくなる可能性があるため、意図しない不履行においては3回目以降は消化としなければならないと考える。

以上